

7-1-① 通所リハビリテーション（病院・介護老人保健施設 指定通所リハビリテーション事業所）
（平成11年 厚生省令第37号）

| | | | |
|---|--|--|--|
| 申請者要件 | 病院等の開設者（介護保険法第70条） －保険医療機関及び介護老人保健施設はみなし指定（介護保険法第71条、第72条）－ | | |
| 人員基準 （第111条） | 区分 | 職種・資格 | 員数 |
| | 従業者 | ・医師 | ・1名以上（常勤） |
| | | ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師又は介護職員 | 単位ごとに ○利用者が10人以下の場合 ・提供を行う時間帯を通じて1以上 ○利用者が10人を超える場合 ・提供を行う時間帯を通じて利用者の数を10で除した数以上 |
| | | ・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 | ・上記のうち、単位ごとに 利用者が100又はその端数を増すごとに1以上 （平成15年 老振発・老老発第0530001号） |
| その他 | ・単位とは、同時に、一体的に提供される指定通所リハビリテーションをいう。 | | |
| 介護予防の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、介護予防の人員に関する基準を満たすことをもって、第111条の基準を満たしているものとみなすことができる。 | | | |
| 設備基準 （第112条） | ・指定通所リハビリテーションを行う専用の部屋等 | ・利用定員×3㎡以上 （介護老人保健施設の場合は食堂の面積を加える。） | |
| | ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに必要な専用器械及び器具 | | |
| 介護予防の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、介護予防の設備に関する基準を満たすことをもって、第112条の基準を満たしているものとみなすことができる。 | | | |

7-1-② 介護予防通所リハビリテーション

(病院・介護老人保健施設 指定通所リハビリテーション事業所)

(平成18年 厚生省令第35号)

| | | | |
|---|---|---|--|
| 申請者要件 | 病院等の開設者（介護保険法第115条の2） －保険医療機関及び介護老人保健施設はみなし指定（介護保険法第71条、第72条（準用））－ | | |
| 人員基準 (第117条) | 区分 | 職種・資格 | 員数 |
| | 従業者 | ・ 医師 | ・ 1名以上（常勤） |
| | | ・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師又は介護職員 | 単位ごとに ○利用者が10人以下の場合 ・ 提供を行う時間帯を通じて1以上 ○利用者が10人を超える場合 ・ 提供を行う時間帯を通じて利用者の数を10で除した数以上 |
| | | ・ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 | ・ 上記のうち、単位ごとに 利用者が100又はその端数を増すごとに1以上 (平成15年 老振発・老老発第0530001号) |
| その他 | ・ 単位とは、同時に、一体的に提供される指定介護予防通所リハビリテーションをいう。 | | |
| 通所リハの指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、通所リハの人員に関する基準を満たすことをもって、第117条の基準を満たしているものとみなすことができる。 | | | |
| 設備基準 (第118条) | ・ 指定通所リハビリテーションを行う専用の部屋等 | ・ 利用定員×3㎡以上 (介護老人保健施設の場合は食堂の面積を加える。) | |
| | ・ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに必要な専用器械及び器具 | | |
| 通所リハの指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、通所リハの設備に関する基準を満たすことをもって、第118条の基準を満たしているものとみなすことができる。 | | | |

7-2-① 通所リハビリテーション（診療所 指定通所リハビリテーション事業所）

（平成11年 厚生省令第37号）

| | | | |
|---|---|-----------------------------------|--|
| 申請者要件 | 診療所の開設者（介護保険法第70条） －保険医療機関はみなし指定（介護保険法第71条）－ | | |
| 人員基準 （第111条） | 区分 | 職種・資格 | 員数 |
| | 従業者 | ・医師 | ・1名以上 |
| | | ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師又は介護職員 | 単位ごとに ○利用者が10人以下の場合 ・提供を行う時間帯を通じて1以上 ○利用者が10人を超える場合 ・提供を行う時間帯を通じて利用者の数を10で除した数以上 |
| | | ・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士又は経験看護師 | ・上記のうち、単位ごとに ○1以上（常勤換算方法） （経験看護師…一定の経験を有する正看護師） |
| その他 | ・単位とは、同時に、一体的に提供される指定通所リハビリテーションをいう。 | | |
| <p>介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護保険施設又は介護医療院の人員に関する基準をもって、第111条の基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>介護予防の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、介護予防の人員に関する基準を満たすことをもって、第111条の基準を満たしているものとみなすことができる。</p> | | | |
| 設備基準 （第112条） | ・指定通所リハビリテーションを行う専用の部屋等 | ・利用定員×3㎡以上 | |
| | ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに必要な専用器械及び器具 | | |
| <p>介護予防の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、介護予防の設備に関する基準を満たすことをもって、第112条の基準を満たしているものとみなすことができる。</p> | | | |

7-2-② 介護予防通所リハビリテーション（診療所 指定通所リハビリテーション事業所）
（平成11年 厚生省令第35号）

| | | | |
|---|--|--|--|
| 申請者要件 | 病院等の開設者（介護保険法第115条の2） －保険医療機関はみなし指定（介護保険法第71条）－ | | |
| 人員基準 （第111条） | 区分 | 職種・資格 | 員数 |
| | 従業者 | ・医師 | ・1名以上 |
| | | ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師又は介護職員 | 単位ごとに ○利用者が10人以下の場合 ・提供を行う時間帯を通じて1以上 ○利用者が10人を超える場合 ・提供を行う時間帯を通じて利用者の数を10で除した数以上 |
| | | ・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士又は経験看護師 | ・上記のうち、単位ごとに ○1以上（常勤換算方法） （経験看護師…一定の経験を有する正看護師） |
| その他 | ・単位とは、同時に、一体的に提供される指定介護予防通所リハビリテーションをいう。 | | |
| <p>介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護保険施設又は介護医療院の人員に関する基準をもって、第111条の基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>通所リハの指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、通所リハの人員に関する基準を満たすことをもって、第111条の基準を満たしているものとみなすことができる。</p> | | | |
| 設備基準 （第112条） | ・指定通所リハビリテーションを行う専用の部屋等 | ・利用定員×3㎡以上 （介護老人保健施設の場合は食堂の面積を加える。） | |
| | ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに必要な専用器械及び器具 | | |
| <p>通所リハの指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、通所リハの設備に関する基準を満たすことをもって、第112条の基準を満たしているものとみなすことができる。</p> | | | |